

軌道法

1. 案内情報

手続名	:	a. 軌道事業の経営特許 b. 工事施行認可申請期間の伸長 c. 特許に因る権利義務の譲渡の許可 d. 軌道の譲渡又は事業若しくは運転の管理の受委託の許可 e. 会社合併の認可 f. 事業の相続の認可 g. 解散決議の認可
手続根拠	:	a. 軌道法第3条 b. 軌道法第5条第2項 c. 軌道法第15条 d. 軌道法第16条第1項 e. 軌道法第22条 f. 軌道法第26条（鉄道事業法第27条第1項準用） g. 軌道法第26条（鉄道事業法第29条第1項準用）
手続対象者	:	軌道事業を営もうとする者又は軌道事業を営んでいる者
提出時期	:	軌道事業の特許申請をする時、変更しようとする時等
提出方法	:	国土交通省令で定める書類等を所轄の地方運輸局鉄道部監理課へ提出して下さい。
手数料	:	なし
添付書類・部数	:	国土交通省令で定める書類及び図面
申請書様式	:	特許申請書
記載要領・記載例	:	国土交通省鉄道局又は提出先となる各地方運輸局鉄道部監理課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

国土交通省鉄道局幹線鉄道課・都市鉄道課

03 - 5253 - 8111（内線40333、40453）

北海道運輸局鉄道部監理課 011 - 290 - 2731（直通）

東北運輸局鉄道部監理課 022 - 299 - 8866（直通）

新潟運輸局鉄道部監理課 025 - 244 - 6117（直通）

関東運輸局鉄道部監理課 045 - 211 - 7239（直通）

中部運輸局鉄道部監理課 052 - 952 - 8030（直通）

近畿運輸局鉄道部監理課 06 - 6949 - 6439（直通）

中国運輸局鉄道部監理課 082 - 228 - 8797 (直通)
四国運輸局鉄道部監理課 087 - 835 - 6359 (直通)
九州運輸局鉄道部監理課 092 - 472 - 4051 (直通)
沖縄総合事務局運輸部陸運第二課 098 - 862 - 1453 (直通)

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：国土交通省鉄道局又は提出先となる各地方運輸局鉄道部監理課にお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

審査基準：輸送需要に照らし交通体系全体として適切であるか、経営上及び輸送の安全上適切なものであるか、事業を遂行する能力を有するか、道路管理上支障がないか等

標準処理期間：aは8箇月（ただし本省での標準処理期間は2箇月～5箇月）、
bは1箇月、c d e g hは2箇月

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）